三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字影谷八五九（次の図に示す部分に限る。）、字下谷一四一、一四二、字西青木一一八〇・字梶尾一〇四六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字鹿伏一〇四七の七、字槇ノ谷乙五五五一の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県安芸市穴内字礒山乙二三五二の一、宿毛市山奈町芳奈字笹原山三六一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字礒山乙二三五二の一・字笹原山三六一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市武内町大字真手野字宇土二〇二九二、二〇二九三、二〇二三九の八、二〇二三九の一二から二〇二三九の一四まで、二〇二三九の二五、二〇二三九の二七、唐津市七山馬川字下ノ門三九七の一、三九八、四一六の五、四四一の三、四四一の四、字大管一五五六の一〇、一五八四の三、佐賀市富士町大字上合瀬字布巻八八九の四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市橘町大字大日字草場八三一二の一、八三一二の三、八三一三の一七、八三一三の二〇、八三一三の二二、八三一三の三〇、八三二四の一、八三二四の二、八三二五の一、八三二五の二〇、八三二六の一、八三二六の八
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動字四本杉一一二五の三、一一二八の二、一一三一の一、字五本杉一一六四（次の図に示す部分に限る。）、一一六七の二から一一六七の四まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び吉野ヶ里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百六十八号

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された東日本大震災に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けたことにより、同法第二条第二項に規定する建設業を営むことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者	平成二十四年二月二十九日
建設業法第二十七条の二十三第一項の審査を受けたことにより、同項の建設工事を発注者から直接請け負うことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者	平成二十四年二月二十九日
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の登録を受けたことにより、同法第二条第六号に規定する浄化槽工事業を営むことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に住所を有する者	平成二十四年二月二十九日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の登録を受けたことにより、同法第二条第十一項に規定する解体工事業を営むことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に住所を有する者	平成二十四年二月二十九日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）